

第二十八回 参議院大蔵委員会會議録第三十号

昭和三十三年四月十八日(金曜日)午前十一時三十二分開会

委員の異動

四月十七日委員杉山昌作君辞任につき、その補欠として村上義一君を議長において指名した。
本日委員村上義一君辞任につき、その補欠として杉山昌作君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 河野 謙三君
理事 西川 甚五郎君
小笠原 三三君
平林 剛君
天坊 裕彦君

委員

青木 一男君
岡崎 眞一君
左藤 義詮君
塩見 俊二君
土田 國太郎君
廣瀬 久忠君
山本 米治君
大矢 正君
杉山 昌作君

政府委員

北海道開発庁 総務管理官 中平 榮利君
大蔵政務次官 白井 勇君
大蔵省主計 小熊 孝次君
司法総務局長 木村 俊夫君
運輸政務次官 天坊 良吉君
運輸省港湾局長 天坊 良吉君

事務局側

常任委員 木村 常次郎君
会専門員 大蔵省主税 木村 秀弘君
局税関部長

説明員

大蔵省主税 木村 秀弘君
局税関部長

本日の會議に付した案件
○交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○關稅法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(河野謙三君) これより委員會を開きます。
議事に入ります前に、委員の異動がありましたので御報告申し上げます。
昨四月十七日付をもって、委員杉山昌作君が辞任され、その補欠として村上義一君が委員に選任され、本日付をもって、委員村上義一君が辞任され、その補欠として杉山昌作君が委員に選任されました。

○委員長(河野謙三君) まず、交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案について政府委員から内容の説明を聴取いたします。
○政府委員(小熊孝次君) 交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案につきまして補足説明を申し上げます。
今回の改正は、地方公共団体におきましますところの財政の健全化を推進いたしますために、別添今国会におきまして地方交付税法の一部を改正する法律案を提出いたしまして御審議をお願い、この法案の成立を見るに至ったわけでございますが、その実体法の改正に即応いたしまして、本特別会計につきましても、交付税の税率を百分の二十六から百分の二十七・五に引き上げることにいたしました次第でございます。なお、御参考のために、従来の交付税率の変遷を申し上げますと、昭和二十九年度に取得税及び法人税につきまして一九・八七四％、酒税につきまして二〇％、こうなつて發足いたしましたのが、三十三年度におきまして二・五％、三十三年度に二六％、今回の改正はこれを二七・五％に改正しようとするものでございます。
簡単でございますが、これで補足説明を終ります。

○委員長(河野謙三君) 本案につきまして質疑がある方は、順次、御発言願います。――別に御発言もないようでありましますから、質疑は終了したものと認め、これより討論に入ります。
御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。――別に御発言もないようでありましますから、討論は終了したものと認め、これより採決に入ります。
ちよつと速記をとめて。
〔速記中止〕

○委員長(河野謙三君) 速記をとめて。
交付税及び譲与税配付金特別会計法

の一部を改正する法律案を問題に供します。
本案に賛成の方は御挙手を願います。

〔賛成者挙手〕
○委員長(河野謙三君) 全会一致であります。よつて、本案は可決すべきものと決定いたしました。

なお、諸般の手續等は、先例により委員長に御一任をお願いいたしますが、御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(河野謙三君) 異議ないと認めます。よつて、さよう決しました。

それから、委員會の報告書には多数意見者の署名を付することになっておりますので、本案を可とせられた方は、順次、御署名を願います。
多数意見者署名
西川 甚五郎 小笠原 三三 平林 剛 天坊 裕彦 青木 一男 岡崎 眞一 左藤 義詮 土田 國太郎 廣瀬 久忠 山本 米治 大矢 正 杉山 昌作

○委員長(河野謙三君) 次に、關稅法の一部を改正する法律案を議題に供します。質疑のある方は、順次、御発言を願います。
○大矢正君 關稅法に關連をいたしまして、最初に重要港灣の指定について質問をいたしたいと思います。重要港灣に指定を受ける場合の条件というのは、大体どういう内容のものであるか、御説明をいただきたいと存じます。

○政府委員(天竺良吉君) 重要港灣の指定にはいろいろな要件がございますが、その地方の一つの門戸として輸送をするような場所、それから輸出入の貨物が相当あり、また現在はないけれどもかなりふえる見込みのあること、それからその港を基點として地方開發を行わなければならないこと、あるいはまた開港になつてゐるようなこと、それからまた何と申しますか、そのブロックと他のブロックとの間の連絡上緊要なことというふうな要件をいろいろあげております。その要件は全部必ずしも満足されなくても、そのうちで相当重要な二、三のものが満足されれば、重要港灣として選定するという方針をとつております。

○大矢正君 三十三年度の指定を受けている重要港灣に対する予算というものは、具体的にきまつておるのかどうか。港別にこの点をお答えをいただきたい。
○政府委員(天竺良吉君) 三十三年度につきましては、重要港灣も、地方港灣も避難港も、大体もうきまつております。ほとんど確定をしております。
○大矢正君 重要港灣に指定されてゐる中、特に二、三の港についてただいまから、私、具体的にその港に対する予算がどの程度つてゐるかということ、この際、御質問して、お答えをいただくことができるかどうか。
○政府委員(天竺良吉君) 大体のお話ではできると思ひます。

○大矢正君 それじゃはなはだ恐縮で

ございますが、北海道に關係をして、留萌、稚内の二港の三十三年度の予算はどういう内容になっておるかをお答えをいただきたいと存じます。

○政府委員(天笠良吉君) 留萌につきましては、三十二年度は四千万円の工費でございましたが、三十三年度は五千万円の事業をいたしたいという予定にいたしております。この内容は、七メートル岸壁の改造を二十六メートル、船だまり浚渫これはマイナス四メートルに浚渫するのであります。四千万立方メートル、それから陸地の掘さくがございますが、これが三万二千立方メートル、それから補償費その他を入れております。なお、外港の泊地の浚渫、これはマイナス八メートル、これが四千万立方メートルほどの予定になっております。

次に、稚内でございます。稚内は、三十二年度は四千八百万円の事業費でございました。三十三年度は、五千八百万円の事業費を見込んで、実施に移したいと思っております。これは事業の内容は、第一副港のマイナス四メートル物揚場がございますが、これを十一メートル、それから四メートルの浚渫でございますが、これを三万九千立方メートル、第二副港のマイナス四メートルの物揚場を二十六メートル、浚渫一万六千六百立方メートル、それから物揚場のエプロンを鋪装するのが二千万立方メートル、大体以上のような事業を考えております。

○大矢正君 逆戻りするようですが、先ほどの御説明をいただいた重要港湾の指定の基準の内容であります。これは大体私が調べた範囲によると、大きい点では五つの条件があると

いうように考えているわけでありすが、この五つの条件の、いずれか一つが満たされると指定を受けると、こういうことになるわけですか。それとも一つじゃいけない。二つ、ないし三つというように重ならないければ、その指定の基準に到達しないのか、こういうことについての答えをいただきたい。

○政府委員(天笠良吉君) この条件は五つ、六つあるのでございますが、これは必ずしも一つを満たされればよいとか、あるいは三つくらい満たされなければならぬとかいうことでなしに、その一つであつても、これが非常に重要であるというふうに考える場合には、一つでも重要港湾の選定をいたしたいというふうに考えております。

○大矢正君 具体的な内容を申し上げて恐縮ですが、先ほど、私が予算の面で御説明をいただいた留萌、稚内の二港は、最初重要港湾に指定をされる場合に、どの基準に合致して、重要港湾に指定をされたのか、できたらお答えをいただきたい。

○政府委員(天笠良吉君) 留萌、稚内の重要港湾に選定された理由は、はっきりとは私記憶にございませんが、大体のところを申し上げますと、これは留萌にいたしましては、稚内にいたしましては、石炭の輸送、国内輸送に非常に重要な地歩を占めている。なお、稚内につきましては、島の關係の基地にならなければならぬところであるというような点を主として考えておりまして、大体重要な国内輸送ということを中心にしたのと、それから地方の開発というところを、非常に重点を置いて考えたわけでございます。

○大矢正君 今度開港法の一部改正が行われて、国から相当大幅な事業費の予算の裏づけをいただいている港も、奥のところで開港ではなくなるという結果が出て参るわけでありすが、どうも国の重点施策として、予算の裏づけを行なっておりながら、反面では開港ではなくなるというところは、首尾が一貫しないような感じがするのですが、あなた、港務局長の立場で、こういった私の疑問について、どう御判断されるかお答えをいただきたいと思ひます。

○政府委員(天笠良吉君) 開港でなくならない問題につきましては、これは開港法改正の面、その他から、行われることでございますが、私の方の港務の整備の問題といたしましては、ただいま申しましたように、これは必ずしも、開港でなくとも、重要港湾としての使命は、十分あるのでございますから、この点で、重要港湾というものの整備を怠るということはないので、この点は、開港の取り消しになるのかかわらず、進めていきたいというふうに考えております。

○大矢正君 開港法からお見えになつていられるのでありますから、北海道の開港の現況と、それから将来の展望、特に外国の貿易上の観点から考えて見ると、今回法律の実施によつて、北海道におきましては、留萌、稚内、根室の三港がおそらく不開港になるのではなからうかという危険性ははらんでおられるわけでありすが、開港行政の立場に立つて、そういう結果が出ることにについて、どう判断されるか、お答えをいただきたいと思ひます。

○政府委員(中平榮利君) 北海道開発庁がどう考えておるかという御質問でございますが、順を追つて申し上げますと、留萌港でございますが、これはた

だいま若干実績がございます。ボーダーラインすれすれのところにございまして、将来どうなるかということでございますが、開発庁の計画によりますと、大体第二次五カ年計画の最後の年度に当ります昭和三十七年はどうなるかということでございますが、そのときは大体三万トン程度の開港場になるのではないかと考えております。

その内容は、将来のことでございますが、はつきりしたことも言えません。五年後になりますと、対ソ貿易も相当あるのではないかとこのことを考えまして、ソ連から木材など輸入することになるのじゃないかというふうに考えております。従ひまして、留萌港といたしましては、開港場として残していただいた方が将来のためにもいいんじゃないかと考えております。

稚内は、先ほど港務局長からも御説明ありましたように、これは主として外国貿易と申しますよりは、石炭の積み出し等に重点をおきまして、国内取引のために使うということになるのではないかと申しまして、特に外国貿易港として使用するということには重点を置いては考えておりません。

根室でございますが、これは地域的にみましても、相当東の方にある港でございます。外貨貿易等も大して使うことはあるまいと思ひますが、また対米貿易その他もあるまいかと考えまして、これも主として内国取引並びに漁船關係が使用する。こういうふうになるのではないかと考えております。

従ひまして、結論的に申し上げますと、開港場としてぜひ残したいと考えて

ますのは留萌でございます。○大矢正君 税関部長にお尋ねをいたしたいのですが、今度の法律改正の解釈について誤まりがあつてはいけませんので、念のためにお尋ねしておきたいと思うのですが、付則の中に昭和三十四年一月一日から施行する、こういうことになっておるわけですが、そういういたしますと、これは三十四年の一月一日から法律が施行されるのでありますからして、三十四年、それから三十五年の二年間の実績をみた上で、もし条件が基準に達しない場合には、三十六年の一月一日以降において開港の取り消しを受けると、こういうふう

に解釈をしていいのかわるか。○説明員(木村秀弘君) 三十四年一月一日から施行するということになりますと、これは開港法の九十六条で、この年の起算点が一月一日になっております。それで三十四年の終り、結局、三十四年と三十五年の二年間の実績をみて、三十五年の一月一日に結論が出る、こういうことになりますので、今おっしゃつたのと是一年の食い違いがございまして。

○大矢正君 実は法律を忘れてきまして、ここへ持つてきていませうが、その中には最後の方にいて、二年間の実績をみるということがたしか書いてあると私記憶しているのですが、そういたしますと、この法律の改正によつて、基準の条件が変るわけですから、変つたときから起算をして、九十六条ですか、明記されている二年間というものがあるのが計算されるのが妥当じゃないかと思ひますが、それが法律を実施する以前の三十三年度の実績を一年間使うというところは、どうも私理解ができ

修正部分を除く原案に賛成の方は御
挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（河野謙三君） 全会一致であります。よって本案は修正議決すべきものと決しました。

なお、諸般の手續等は先例により委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長（河野謙三君） 御異議ないと認めます。よってさよう決します。

それから委員会の報告書に付する多数意見者の御署名を願います。

多数意見者署名

西川甚五郎 小笠原二三男

平林 剛 天坊 裕彦

青木 一男 岡崎 眞一

左藤 義詮 塩見 俊二

土田國太郎 廣瀬 久忠

山本 米治 大矢 正

杉山 昌作

○委員長（河野謙三君） 本日はこれにて散会いたします。

午後零時十九分散会